

## こども誰でも通園制度の概要について

こども誰でも通園制度は、令和 7 年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規程され、令和 8 年度からは、「乳児等のための支援給付」として、全ての市町村で実施することとされています。

### 【目的】

こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。

### 【事業内容】

0 歳 6 か月以上満 3 歳未満で、保育所等(※1)に通っていない乳幼児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等(※2)に通園できる事業

※1＝保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所等

※2＝保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所等

### 【こどもの成長への効果】

未就園児の通園が可能となる制度なので、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる。

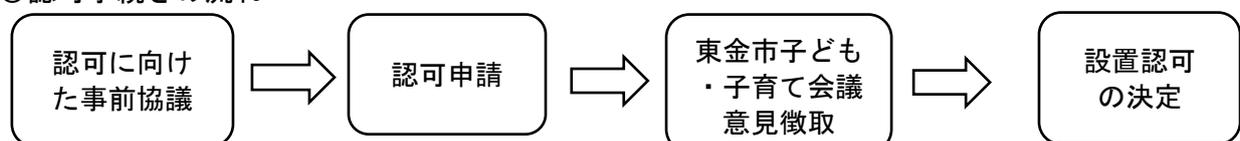
### 【保護者への効果】

専門的な知識や技術を持つ保育士等との関わりにより、孤立感、不安感の解消に繋がる。

### 【事業者の認可について】

本市では、令和 8 年 4 月からの実施を予定し、乳児等通園支援事業者としての認可及び給付を行います。

#### ◎認可手続きの流れ



※報告のみ(ヒアリング省略)